

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 28 - 関東13 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月 8 日

【会社名】 戸田建設株式会社

【英訳名】 TODA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 今 井 雅 則

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目 7 番 1 号

【電話番号】 (03)3535-1367

【事務連絡者氏名】 執行役員（財務担当） 山 寄 俊 博

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目 7 番 1 号

【電話番号】 (03)3535-1367

【事務連絡者氏名】 執行役員（財務担当） 山 寄 俊 博

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成28年 2 月25日
効力発生日	平成28年 3 月 4 日
有効期限	平成30年 3 月 3 日
発行登録番号	28 - 関東13
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 50,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注)実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは発行価額の総額の合計額)にもとづき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 50,000百万円

(50,000百万円)

(注)残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは発行価額の総額の合計額)にもとづき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

## 【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

戸田建設株式会社 千葉支店

（千葉市中央区新千葉一丁目4番3号）

戸田建設株式会社 関東支店

（さいたま市浦和区高砂二丁目6番5号）

戸田建設株式会社 横浜支店

（横浜市中区本町四丁目43番地）

戸田建設株式会社 大阪支店

（大阪市西区西本町一丁目13番47号）

戸田建設株式会社 名古屋支店

（名古屋市東区泉一丁目22番22号）

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	戸田建設株式会社第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.270%
利払日	毎年6月14日および12月14日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成30年6月14日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月14日および12月14日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（注）9. 「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成34年12月14日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成34年12月14日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記（注）9. 「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金に利息はつけない。
申込期間	平成29年12月8日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店

払込期日	平成29年12月14日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、下記に定める担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合は、同法にもとづき、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。なお、上記ただし書における担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p> <p>2. 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からBBB+（トリプルBプラス）の信用格付を平成29年12月8日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割または併合は行わない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

(1) 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行を財務代理人として本社債の財務代理事務を委託する。

- (2) 本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、財務代理人が行う。
- (3) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
5. 期限の利益喪失に関する特約
- (1) 当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失する。
- 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、7日を経過してもその履行がなされないとき。
- 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。
- 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の者の社債または社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合はこの限りではない。
- 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。
- 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令を受け、または解散(合併の場合を除く。)したとき。
- (2) 本(注)5.(1)の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合には、当社はただちにその旨を本(注)6.に定める方法により公告する。
6. 公告の方法
- 本社債に関し社債権者に対し通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
7. 社債要項の変更
- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4.(1)を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議にかかる裁判所の認可を必要とする。
- (2) 裁判所の認可を受けた本(注)7.(1)の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。
8. 社債権者集会
- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)6.に定める方法により公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面(本(注)2.ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券)を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。本(注)8.(1)ないし(3)の規定は、本(注)8.(4)の社債権者集会について準用する。
9. 元利金の支払
- 本社債の元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則にしたがって支払われる。
10. 社債要項の公示
- 当社は、その本店に本社債の社債要項の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	6,500	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受けを行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,500	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,000	
計		10,000	

### (2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 3 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	59	9,941

### (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額9,941百万円については、全額を平成32年12月末までに再生可能エネルギーに関するグリーンボンドプロジェクトである浮体式洋上風力発電施設（（仮称）五島市沖洋上風力発電事業）の建設のための設備投資資金に充当する予定であります。なお、実際の充当時期までは、銀行預金口座で一時的に管理する方針です。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

#### グリーンボンドとしての適格性について

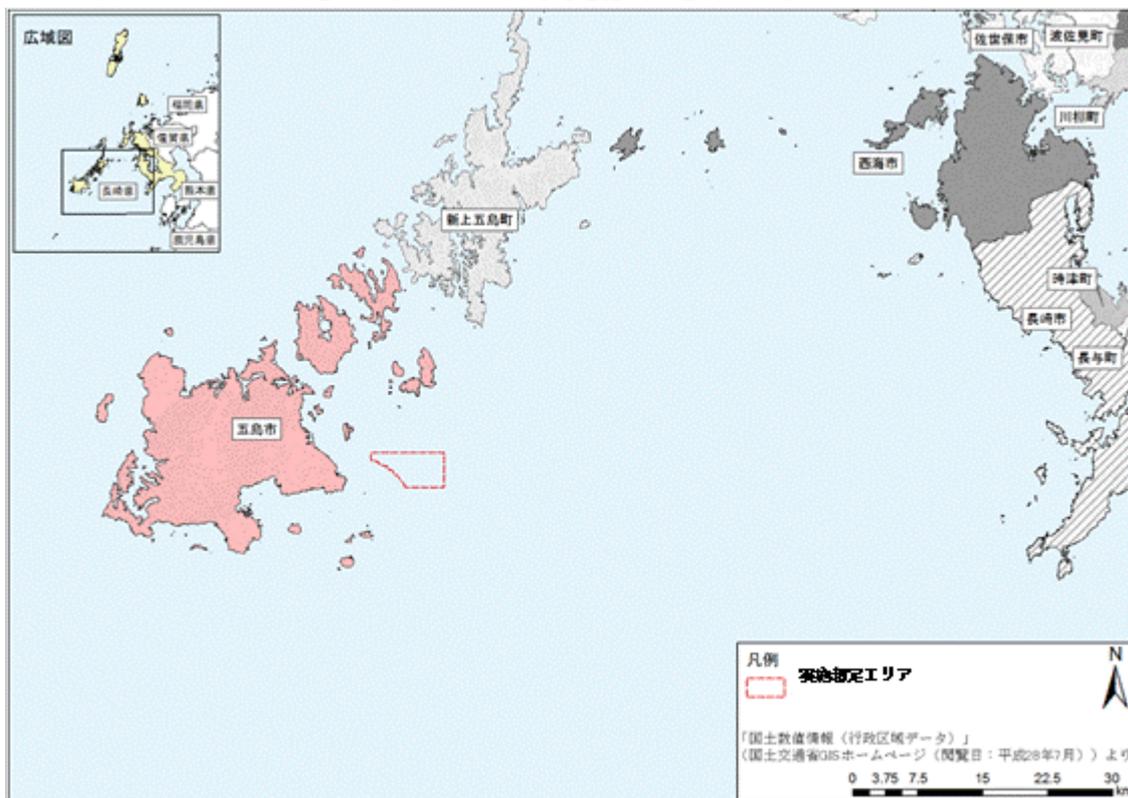
当社は、本社債についてグリーンボンドの発行のために「グリーンボンド原則（GBP）2017」（注）に即したグリーンボンドフレームワークを制定し、サステナビリティクスよりセカンドオピニオンを取得しております。本社債の手取金の使途である浮体式洋上風力発電施設の建設は、平成27年9月に国際連合が制定した「持続可能な開発目標」（SDGs）のうち、明確な環境利益をもたらすグリーンプロジェクトである再生可能エネルギーの категорияと合致します。

また、株式会社格付投資情報センター（R&I）による「R&Iグリーンボンドアセスメント」の最上位評価である「GA1」の評価を取得しております。

（注）グリーンボンド原則（Green Bond Principles）とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

#### （仮称）五島市沖洋上風力発電事業について

当社は、長崎県五島市崎山漁港沖に浮体式洋上風力発電施設の建設を予定しております。



浮体式洋上風力発電施設の建設にあたって下記のオプションI、II、IIIのいずれか（場合によってはさらに別のオプション）を想定しています。

オプション	風力発電機の数（基）			発電所出力 (kW)
	（風車2MW級） 定格出力 2,100kW	（風車5MW級） 定格出力 5,200kW	合計	
I	10	0	10	21,000
II	8	1	9	22,000
III	5	2	7	20,900

建設が予定されている浮体式洋上風力発電施設の風力発電機および浮体は、平成22年度から平成27年度まで行われた環境省の浮体式洋上風力発電実証事業で実証研究が行われたものと同じタイプ（風力発電機はダウンウィンド型、浮体はハイブリッドスパー方式）です。環境省のこのプロジェクトでは、風力発電施設の技術的条件とともに五島市稚島沖の風力発電施設建設による環境への影響も調査され、環境への負の影響の可能性は小さいとの結論が出されました。当社は環境省のこのプロジェクトに共同事業実施者の代表者等として参加しました。

風力発電施設は日本の環境影響評価法に定められている環境影響評価の手続きに従います。出力10,000kW以上の風力発電機の建設には、重大な環境影響を防ぎ持続可能な社会を推進するために環境影響評価を行うことが法律で義務づけられています。当社は五島市沖洋上風力発電事業について平成28年9月より環境影響評価手続きに着手しています。平成29年8月には、プロセスの一環としてその方法書につき経済産業大臣勸告を受けました。当社は、その勸告を踏まえ環境調査や予測・評価を実施し、その結果を示した準備書を平成29年11月に縦覧に供している旨公告しました。事業を実施するためには、準備書の手続きの後、評価書および報告書の手続きを実施することが求められます。

#### 資金充当状況レポート

本社債により調達した資金の充当および管理は当社の財務部が行います。当社財務部にて、五島市沖洋上風力発電事業の予算および実際の支出を四半期単位で追跡管理する内部管理システムを用意します。

当社は、五島市沖洋上風力発電事業に本社債による調達金額の全額が充当されるまでの間、機密性を考慮しつつ毎年レポートを行うことを約束します。プロジェクトへの毎年の充当額とプロジェクトの説明は当社ウェブサイトでも毎年公表され、また毎年発行のCSRレポートにも記載します。さらに当社の財務担当役員は、毎年、グリーンボンドの調達資金が適格プロジェクトに充当される旨のレターを作成する予定です。充当状況の詳細に関する最初のレポートは、本社債発行から1年後に行う予定です。

#### インパクト・レポート

当社は充当状況のレポートに加え、本社債の償還までの間、五島市沖洋上風力発電事業に関連する以下の指標を開示する予定です。

- ・建設した風力発電機の数および風力発電機の出力キャパシティ
- ・実績データが入手可能な際、五島市沖洋上風力発電事業によるカーボンオフセットの量

## コンプライアンス・レビュー

当社は、本社債の払込期日から1年を経過する前に、調達資金を充当した事業が当社のグリーンボンドフレームワークに適合しているかを評価するためのレビュー契約をサステナリティクスと結びます。このレビューは、本社債による調達資金がすべて充当されるまで毎年行う予定です。サステナリティクスはレビューについてのレポートを作成し、当社はこれを当社ウェブサイトで公表します。毎年のレビューによって万一、当社のグリーンボンドフレームワークに適合していない活動への資金充当があったとされた場合、当社は該当する資金を当社のグリーンボンドフレームワークに適合する別の活動へと再充当します。

## 投資者の情報開示について

本社債の購入を予定している投資者の名称、投資方針や検討状況、需要額・希望価格および最終的な購入金額等の情報（個人情報を除く。）については、主幹事である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対して投資者より書面にて情報開示にかかる不同意の申出がない限り、主幹事を通じて、必要に応じて当社に開示、提供および共有される予定です。なお、当社は当該情報について、本社債の募集または発行に関する目的以外には使用しません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

### 第4 【その他の記載事項】

特に目論見書に記載しようとする事項

表紙に、戸田建設株式会社第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の別称として、「戸田建設グリーンボンド」と記載します。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

### 第三部 【参照情報】

#### 第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

##### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第94期（自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日）平成29年 6 月30日関東財務局長に提出

##### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第95期第 1 四半期（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 6 月30日）平成29年 8 月 9 日関東財務局長に提出

##### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第95期第 2 四半期（自 平成29年 7 月 1 日 至 平成29年 9 月30日）平成29年11月10日関東財務局長に提出

##### 4 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成29年12月 8 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成 29年 6 月30日に関東財務局長に提出

##### 5 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 の有価証券報告書の訂正報告書）を平成29年12月 5 日に関東財務局長に提出

##### 6 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 3 の四半期報告書の訂正報告書）を平成29年12月 5 日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成29年12月8日）までの間において変更および追加すべき事項が生じております。下記の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更箇所および追加箇所については\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（平成29年12月8日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

なお、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成及び将来の業績を保証するものではありません。

### 「事業等のリスク」

#### (1)建設投資、物価等の動向

経済情勢の悪化や不測の事態の発生により、建設投資が著しく減少した場合には、業績等に影響を及ぼす可能性はある。また、主要建設資材の仕入価格が高騰し、それを請負金額に反映させることが困難な場合には、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

#### (2)工事施工等リスク

当社グループが設計、施工した物件に不具合が生じ、重大な瑕疵があった場合には、業績等に影響を及ぼす可能性がある。また、施工中に予期せぬ重大事故が発生した場合には、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

#### (3)取引先信用リスク

建設業においては、一般的に施工物件の引渡時に未回収の工事代金が残るケースがある。このため、発注者が信用不安に陥った場合、工事代金の回収ができず、業績等に影響を及ぼす可能性がある。また、仕入先、外注先が信用不安に陥った場合にも、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

#### (4)法務・コンプライアンスリスク

当社グループの事業は、建設業法、建築基準法、都市計画法、会社法、金融商品取引法、独占禁止法等により法的な規制を受けている。これらの法的規制に違反するような事態が生じた場合、また、法律の改廃、法的規則の新設、適用基準の変更等があった場合には、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

#### (5)災害リスク

地震等の天災、人災により、当社グループの事業継続に深刻な支障をきたした場合には、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

#### (6)カントリーリスク

当社グループは海外諸国で事業を展開しており、政治・経済情勢の急激な変化、為替レートの大きな変動、法的規制の予期せぬ変更等が発生した場合には、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

#### (7)保有資産の価格・収益性の変動リスク

保有資産の時価が著しく下落した場合又は収益性が著しく低下した場合には、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

戸田建設株式会社 本店

（東京都中央区京橋一丁目7番1号）

戸田建設株式会社 千葉支店

（千葉市中央区新千葉一丁目4番3号）

戸田建設株式会社 関東支店

（さいたま市浦和区高砂二丁目6番5号）

戸田建設株式会社 横浜支店

（横浜市中区本町四丁目43番地）

戸田建設株式会社 大阪支店

（大阪市西区西本町一丁目13番47号）

戸田建設株式会社 名古屋支店

（名古屋市東区泉一丁目22番22号）

#### 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。